

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第三章 人権擁護運動

第四節 破防法違反事件

五二年四月から六月にかけて三次にわたる全国的ストライキで労働がその反対を叫んだ破防法は、遂に七月二日に法律第二四〇号として公布、即日施行され、早くも一〇月に京都地検は破防法違反として全国初の公訴提起を行った。

破防法違反起訴第一号(京都地検五二年一〇月三日付)の起訴状の公訴事実は左の通りである。

被告人兩名は共謀の上内乱を実行させる目的で第一、昭和二七年九月六日京都市右京区太秦安井車道町の被告人八住梧楼方にて春山こと文億沫に対し第一面に「民族解放国民政府をつくれ」「日本共産党の新綱領は当面する日本の革命が平和的にできないことを示している。全国民はメーデーはじめあらゆる闘いの中でこのことを身をもって理解しはじめている」第二面及び第三面に「我々は武装の準備行動を開始しなければならない」と題し「売国的な吉田政府はアメリカ帝国主義のこの野望に同意し、占領制度を延長するための日米安全保障条約を結び、警察や予備隊、海上保安庁の新しい軍隊を強めている。我等はこれによって日本軍国主義を再建すると共に警察や軍隊の周囲に消防団、鉄道公安官、刑務官等やガード、職制、反動的暴力団体等を結集し、国民にファッショ的な態勢をおしつけようとしているのである。この侵略的な武装力と一切の暴力組織が吉田政府と占領制度に反対する国民を弾圧し、戦争によって利益をうる日本のすべての反動勢力をまもっている。われわれは軍事組織をつくり武装し行動する以外にない。われわれの軍事組織はこの根本原則に従って敵の部隊や売国奴達を襲撃し、それを打ち破ったり軍事基地や軍需工場や軍需品倉庫、武器、車輛等を襲い破壊したり爆破させたりするのである。われわれの軍事科学は武器をつくることやそれを保存したりすること等の技術問題から地形や条件に応じて味方を配置し力を十分に発揮する作戦や全革命戦争の見通しと戦術等日本の革命戦争に必要な一切のものを含んでいるのである。軍事組織の目的は日本の国民を現在の奴隷状態から救い、人間らしい自由と生活を闘い取ることにある。このために国民の武装した力によって現在の反動制度を撤廃し民族解放民主制度を確立するのである。同盟者と協力して新しい国民の政権をつくるためにも進んで統一戦線の結成に努力し、地方や全国の統一に積極的に参加せなければならない。それ故にこそ軍事組織大衆と結合して敵の武装力を地域的に覆えずならばそれが直ちに国民の権力を地域的にうちたてる力となるのである」第四面以下に「中核自衛隊の組織と戦術」と題し「大衆のもっている力や工作道具、農具も武器となりうるし亦竹槍や簡単に作ることで武器も使用できる。従ってまず最初は手当たり次第可能なもので武装することである。特に敵を襲撃するために必要な輸送用のパンク針、手榴弾、爆破装置等の簡単なものは直ちに製作することが必要である。この遊撃戦術と戦略の関係については既に(我々は武装準備と行動を開始せねばならない)述べられている」等の言論を掲載して内乱の正当性及び必要性を強調した文書である日本共産党京都府委員会発行の「京都のハタ」復刊第二号百部を、第二同日同所に於て山内一郎に対し同文書五〇部を、第三同日同所に於て学生風の、氏名不祥者に対し同文書を、第四同月九日頃同市右京区西院春日通り六角下る西院生活を守る会事務所に於て同会責任者柏木延久に対し同文書百部を、第五同月十日同区国鉄山陰線花園駅前道路上に於て谷山壽及び森本福一に対し同文書各一部を各々交付してこれを配布したものである。

罪名罪条 破壊活動防止法違反、同法三十八条第二項第二号、刑法六十条」

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
